

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和4年4月20日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係               | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100115号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200001号

## 第1 結論

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年8月10日、標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年12月17日、標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑦について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成25年8月12日、標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑧について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成25年12月16日、標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑨について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成26年12月16日、標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤から⑨までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間⑤から⑨までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和59年生

住 所 :

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年8月  
② 平成22年12月  
③ 平成23年8月  
④ 平成23年12月  
⑤ 平成24年8月

- ⑥ 平成24年12月
- ⑦ 平成25年 8 月
- ⑧ 平成25年12月
- ⑨ 平成26年12月

A社から請求期間①から⑨までの賞与が支給されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書は所持していないが、控除後の金額は15万円ぐらいだったと思うので、調査の上、請求期間①から⑨までの賞与を記録してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間⑤から⑨までについて、請求者が、請求期間⑤から⑨までの賞与が振り込まれた口座を開設していたとするB銀行から提出された請求者に係る預金口座の「取引明細表（フツウヨキン）」（以下「請求者取引明細表」という。）、過去に訂正請求を行いA社における標準賞与額の記録が回復した者に係る日本年金機構C事務センターから提出された賞与明細書（以下「先例賞与明細書」という。）及び請求期間①から⑨までのいずれかの期間において同社における厚生年金保険被保険者であり、請求者が氏名を挙げた者を含む複数の者に対して行った文書照会に回答があった者の一部から提出された賞与明細書（以下「同僚賞与明細書」という。）により、請求者は、請求期間⑤から⑨までにおいて事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者取引明細表により確認できる入金額並びに先例賞与明細書及び同僚賞与明細書により推認できる請求者に係る請求期間⑤から⑨までの賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求者に係る請求期間⑤から⑨までの標準賞与額について、請求期間⑤及び⑥は17万4,000円、請求期間⑦及び⑧は16万6,000円、請求期間⑨は10万5,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、請求者取引明細表により確認できる取引日から、請求期間⑤は平成24年8月10日、請求期間⑥は同年12月17日、請求期間⑦は平成25年8月12日、請求期間⑧は同年12月16日、請求期間⑨は平成26年12月16日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑤から⑨までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生

年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①から④までについて、A社は、請求者に係る請求期間①から④までの賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料がないため不明である旨回答している。

また、請求者が、請求期間①から④までの賞与が振り込まれた口座を開設していたとするB銀行は、預金口座の取引内容が確認できるのは平成24年1月以降の取引である旨回答しており、請求期間①から④までの賞与の振込みを確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①から④までの賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる賞与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100121号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200002号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における請求期間①の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び④の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、請求期間①は5万円、請求期間④は27万円と記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和63年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年4月22日  
② 平成26年7月2日  
③ 平成27年7月2日  
④ 平成27年12月15日  
⑤ 平成28年7月2日  
⑥ 平成28年7月10日

A社が経営するC事業所で勤務した期間のうち請求期間①から⑥までの期間に賞与が現金で支払われていたが、請求期間①から③まで、⑤及び⑥について、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。請求期間②について、私が所持している賞与明細書で賞与から厚生年金保険料が控除されており、請求期間①、③、⑤及び⑥については賞与明細書を所持していないものの、賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、調査の上、請求期間①から③まで、⑤及び⑥の賞与を記録してほしい。

また、請求期間④について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、私が所持している賞与明細書で賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、B社から提出された請求者の平成 26 年分年間賃金台帳及び「平成 26 年 1 回分（決算賞与）平成 26 年 4 月 22 日支給賞与明細書」により、請求者は、請求期間①において事業主から 5 万円の賞与の支払を受け、当該賞与に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求期間①について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間④について、B社から提出された請求者の平成 27 年分年間賃金台帳並びに同社及び請求者から提出された「平成 27 年 3 回分（冬季賞与）平成 27 年 12 月 15 日支給賞与明細書」（以下「平成 27 年分賃金台帳等」という。）により、請求者は、請求期間④において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④に係る標準賞与額については、上記平成 27 年分賃金台帳等により確認できる賞与額から 27 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求期間④について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間④に係る請求者の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②について、請求者は請求期間②に賞与が支払われていたとして、請

求期間②に係る「平成 26 年 1 回分（夏季賞与）平成 26 年 7 月 2 日支給賞与明細書」を提出しているものの、B社は、平成 26 年 1 回分賞与は平成 26 年 4 月 22 日に決算賞与として支払った旨回答しており、同社の総勘定元帳によると、同日に決算賞与の記載及び同年 7 月 10 日に夏期賞与（総勘定元帳には「夏季賞与」ではなく、「夏期賞与」と記載されている。）の記載が確認できるものの、同月 2 日に夏季賞与の記載は確認できない。

また、B社は、請求者から提出された「平成 26 年 1 回分（夏季賞与）平成 26 年 7 月 2 日支給賞与明細書」の支給年月日が平成 26 年 7 月 2 日とされていることについて、平成 26 年 1 回分賞与明細書の支払年月日を誤って作成し、確認せずに誤ったまま従業員に交付したため、同日に決算賞与又は夏季賞与を支払っていない旨回答しており、同社から提出された請求者の平成 26 年分年間賃金台帳によると、平成 26 年 1 回分賞与の支給日は同年 4 月 22 日と記載されていることが確認できる。

さらに、上記平成 26 年分年間賃金台帳によると、請求期間②を支給日とする賞与は支払われておらず、平成 26 年課税総額の合計及び法定控除計の合計は、上記第 3 の 1 の請求期間①における賞与額及び厚生年金保険料控除額が含まれた金額であることから、当該課税総額の合計及び法定控除計の合計に請求期間②の賞与及び厚生年金保険料は含まれていないことが確認できる。

加えて、上記平成 26 年分年間賃金台帳において請求期間①の賞与額及び厚生年金保険料控除額を含み、請求期間②の賞与額及び厚生年金保険料控除額を含まない課税総額の合計及び法定控除計の合計は、請求者から提出された請求期間②の「平成 26 年 1 回分（夏季賞与）平成 26 年 7 月 2 日支給賞与明細書」、「平成 26 年 2 回分（夏季賞与）平成 26 年 7 月 10 日支給賞与明細書」、「平成 26 年 3 回分（冬季賞与）平成 26 年 12 月 10 日支給賞与明細書」及び平成 26 年 1 月分から同年 12 月分までの給与明細書の総支給額（非課税総額を除く。）の合計及び法定控除計の合計並びに請求者から提出された平成 26 年分給与所得の源泉徴収票の給与支払金額及び社会保険料等の金額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらのことから、請求期間①及び②の両期間の賞与が請求者に対して支払われたとは考え難く、前述のとおり請求期間①の賞与が支払われ、当該賞与に基づく厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、請求期間②の賞与は請求者に対して支払われておらず、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

- 4 請求期間③について、請求者から提出された「平成 27 年 2 回分（夏季賞与）平成 27 年 7 月 10 日支給賞与明細書」、「平成 27 年 3 回分（冬季賞与）平成 27 年 12 月 15 日支給賞与明細書」及び平成 27 年 3 月分から同年 12 月分までの給与明細書（以下「平成 27 年分明細書」という。）の総支給額（非課税総額を除く。）の

合計額と請求者から提出された平成 27 年分給与所得の源泉徴収票の給与支払金額は一致しており、平成 27 年分明細書の法定控除計の合計は、当該給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額から当該給与所得の源泉徴収票の摘要欄に記載されている国民年金保険料等の金額を差し引いた後の金額（以下「控除後の社会保険料額」という。）と一致していることが確認できる。

また、B社から提出された請求者の平成 27 年分年間賃金台帳によると、請求期間③を支給日とする賞与は支払われていないことが確認でき、当該賃金台帳の課税総額の合計は上記平成 27 年分給与所得の源泉徴収票の給与支払金額と一致しており、当該賃金台帳の法定控除額計の合計は、上記控除後の社会保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、D市から提出された平成 28 年度賦課資料（所得照会書）についての回答書の平成 27 年中給与収入額及び社会保険料控除額は、上記平成 27 年分給与所得の源泉徴収票の給与支払金額及び社会保険料等の金額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらのことから、上記平成 27 年分給与所得の源泉徴収票の給与支払金額及び社会保険料等の金額に請求期間③の賞与及び厚生年金保険料は含まれていないことが確認でき、請求期間③の賞与は請求者に対して支払われておらず、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

- 5 請求期間⑤及び⑥について、B社から提出された請求者の平成 28 年分年間賃金台帳によると、請求期間⑤及び⑥を支給日とする賞与は支払われていないことが確認できる。

また、上記平成 28 年分年間賃金台帳の課税総額の合計及び法定控除計の合計は、E税務署から提出された請求者に係る平成 28 年確定申告の添付資料であるB社が交付した平成 28 年分給与所得の源泉徴収票の給与支払金額及び社会保険料等の金額と一致していることが確認できる。

さらに、D市から提出された平成 29 年度賦課資料（所得照会書）についての回答書の平成 28 年中給与収入額は、上記平成 28 年分給与所得の源泉徴収票の給与支払金額と一致していることが確認でき、当該賦課資料（所得照会書）についての回答書の社会保険料控除額から請求者がB社の厚生年金保険被保険者資格を喪失後に国民年金被保険者として平成 28 年中に納付した3か月分の国民年金保険料額を差し引いた額は、平成 28 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額と一致していることが確認できる。

これらのことから、上記平成 28 年分給与所得の源泉徴収票の給与支払金額及び社会保険料等の金額に請求期間⑤及び⑥の賞与及び厚生年金保険料は含まれていないことが確認でき、請求期間⑤及び⑥の賞与は請求者に対して支払われておらず、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。



6 このほか、請求者の請求期間②、③、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②、③、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。